

鳥取県告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取中央農業協同組合	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台 指定訪問介護事業所	東伯郡琴浦町大字籠津50-1	平成21年11月3日	介護予防訪問介護
〃	J A鳥取中央安田福祉センターさくら台 デイサービスさくら台	〃	〃	介護予防通所介護